失踪宣告

平成２０年（家）第１３４９号
本籍埼玉県深谷市折之口105番地、最後の住所不詳
不在者　大谷　一郎
昭和５年11月20日生
平成22年１月27日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所裁判所書記官

平成２１年（家）第８１号
本籍静岡県富士市岩本2080番地１、最後の住所本籍に同じ
不在者　中村　和義
昭和31年７月４日生
平成22年１月26日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所富士支部裁判所書記官

平成２１年（家）第１３２号
本籍兵庫県加古郡播磨町上野添１丁目1774番地１、最後の住所兵庫県明石市魚住町清水1600―３　１号棟702号
不在者　前田　義治
昭和17年10月５日生
平成22年１月26日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所姫路支部裁判所書記官

平成２１年（家）第２０１号
本籍岐阜県揖斐郡大野町大字上秋199番地８、最後の住所福岡市博多区吉塚７丁目２番９―101号
不在者　井出　安彦
昭和45年10月１日生
平成22年１月26日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所裁判所書記官

平成２１年（家）第３０２号
本籍富山県下新川郡入善町芦崎172番地、最後の住所神奈川県横浜市鶴見区市場町454番地
不在者　西島　旦征
昭和18年６月29日生
平成22年１月28日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

平成２１年（家）第４０８号
国籍中国、最後の住所千葉県船橋市藤原３丁目10番１号シティーハイツコスモス201号
不在者　陳　　思嶽
西暦1962年３月25日生
平成22年１月28日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

平成２１年（家）第２５５５号
国籍喪失前の本籍愛知県西春日井郡清洲町大字清洲378番地、最後の住所東京都港区麻布日ケ窪19
不在者　ハルダース・ミミ子
昭和20年７月４日生
平成22年１月27日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２１年（家）第１４８号
本籍静岡県富士市鵜無ヶ淵121番地３、最後の住所本籍に同じ
不在者　今野　スワ
大正11年４月15日生
平成22年１月28日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所富士支部裁判所書記官

平成２１年（家）第７７号
本籍長崎県長崎市式見町40番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　今道　明光
昭和32年12月27日生
平成22年１月23日失踪宣告審判確定
長崎家庭裁判所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第６号
長野県上伊那郡辰野町大字平出1180番地１
債務者　沖山　和男
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平島　史彦
４　破産債権の届出期間　平成22年３月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年５月19日午前11時30分
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第２１９４号
広島市西区天満町６番12号
債務者　ミドリエクステリア有限会社
代表者代表取締役　頼田　時政
１　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野曽原悦子
４　破産債権の届出期間　平成22年３月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月14日午後３時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第３３号
愛知県幡豆郡幡豆町大字東幡豆字亀井４番地
債務者　大嶽　　要
１　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　牧野　　守
４　破産債権の届出期間　平成22年３月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年５月24日午後２時45分
６　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７１号
神戸市中央区東雲通２丁目２番１号エバーグリーン東雲３―Ｃ、従前の住所神戸市中央区中山手通２丁目10番18号
債務者　佐々木康浩
１　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　羽田　由可
４　破産債権の届出期間　平成22年３月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月11日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７３号
神戸市東灘区深江南町１丁目17番２―806号、従前の住所神戸市東灘区深江南町１丁目１番58―223号
債務者　佐藤　　肇
１　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　正治
４　破産債権の届出期間　平成22年３月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月27日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６１号
広島市西区高須４丁目21番８号
債務者　猿渡　明修
１　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　崇文
４　破産債権の届出期間　平成22年３月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月８日午後４時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５６号
北海道白老郡白老町栄町３丁目３番34号
債務者　中尾　正義
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　太田　宏樹
４　破産債権の届出期間　平成22年３月10日まで
５　一般調査期間　平成22年３月25日から平成22年４月７日まで
６　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１５７号
北海道白老郡白老町栄町３丁目３番34号
債務者　中尾　初枝
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　太田　宏樹
４　破産債権の届出期間　平成22年３月10日まで
５　一般調査期間　平成22年３月25日から平成22年４月７日まで
６　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係